

社会保障審議会

主管省及び庶務担当部局課 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付参事官（総合政策統括担当）

電話番号 (03)5253-1111（代表）

ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>

根拠法令 厚生労働省設置法第6条第1項

設置年月日 平成13年1月6日

所掌事務

1. 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること
2. 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること
3. 医療法、児童福祉法、社会福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、介護保険法、介護保険法施行法、健康保険法、船員保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法等の一部を改正する法律、厚生年金保険法、国民年金法、年金積立金管理運用独立行政法人法、日本年金機構法及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定及びブ

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律によりその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等

<分科会>

1. 統計分科会

(所掌事務) 統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること

2. 医療分科会

(所掌事務) 医療法及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

3. 福祉文化分科会

(所掌事務) 児童福祉法第8条第9項、身体障害者福祉法及び社会福祉法第149条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

4. 介護給付費分科会

(所掌事務) 介護保険法及び介護保険法施行法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

5. 医療保険保険料率分科会

(所掌事務) 健康保険法、船員保険法及び健康保険法等の一部を改正する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

6. 年金記録訂正分科会

(所掌事務) 厚生年金保険法、国民年金法第14条の3第2項

及び第14条の4第3項並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

＜部 会＞ 福祉部会、生活保護基準部会、人口部会、人口構造の変化に関する特別部会、医療保険部会、小児慢性特定疾病対策部会、医療部会、年金数理部会、年金部会、年金事業管理部会、第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会、短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会、障害者部会、医療観察法部会、介護保険部会、後期高齢者医療の在り方に関する特別部会、少子化対策特別部会、企業年金・個人年金部会、資金運用部会、生活困窮者自立支援及び生活保護部会、疾病、傷害及び死因分類部会、療養病床の在り方等に関する特別部会

委員＜定数＞ 30人以内（学識経験者）

うち常勤 なし

＜任期＞ 2年

＜氏名＞○伊豫 雅臣（国際医療福祉大学精神医学統括教授）
（委員については、令和6年4月20日現在）

内堀 雅雄（全国知事会社会保障常任委員会委員長
（福島県知事））

◎遠藤 久夫（学習院大学長）

岡 明（埼玉県立小児医療センター病院長）

岡部 卓（東京都立大学名誉教授・新潟医療福祉大学特任教授）

○翁 百合（日本総合研究所理事長）

- 小国 美也子（鎌倉女子大学児童学部教授）
- 小塩 隆士（一橋大学経済研究所特任教授）
- 角田 徹（日本医師会副会長）
- 神作 裕之（学習院大学法学部教授）
- 菊池 馨実（早稲田大学理事・法学学術院教授）
- 楠岡 英雄（国立病院機構名誉理事長）
- 小堀 秀毅（日本経済団体連合会社会保障委員長）
- 新保 美香（明治学院大学社会学部教授）
- 武田 洋子（三菱総合研究所執行役員（兼）研究理事）
シンクタンク部門長
- 立谷 秀清（全国市長会会長（相馬市長））
- 田辺 国昭（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 津谷 典子（慶應義塾大学教授）
- 野口 晴子（早稲田大学政治経済学術院教授）
- 平野 美紀（香川大学法学部教授）
- （委員については、令和6年4月20日現在）
- 松田 晋哉（産業医科大学医学部教授）
- 松原 由美（早稲田大学人間科学学術院教授）
- 松山 遙（弁護士）
- 村上 陽子（日本労働組合総連合会副事務局長）
- 森戸 英幸（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
- 山口 由起子（相模女子大学人間社会学部教授）
- 吉田 隆行（全国町村会会長（広島県坂町長））

諮問・答申事項等

- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察

- 等に関する法律第 96 条第 2 項の規定による審査結果について
(R4. 4. 11 答申)
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 96 条第 2 項の規定による審査結果について
(R4. 5. 23 諮問 R4. 7. 14 答申)
 - ・年金積立金管理運用独立行政法人の令和 3 事業年度における業務の実績の評価について (R4. 7. 13 諮問 R4. 8. 16 答申)
 - ・年金積立金管理運用独立行政法人の第 4 期中期目標の変更について (R4. 7. 13 諮問 R4. 8. 16 答申)
 - ・日本年金機構の令和 3 年度業務実績の評価について (R4. 9. 5 諮問 R4. 9. 13 答申)
 - ・特定機能病院の名称の承認について (R4. 11. 10 諮問 R4. 11. 15 答申)
 - ・年金積立金管理運用独立行政法人の第 4 期中期計画の変更の認可について (答申) (R4. 12. 22 諮問 R5. 1. 18 答申)
 - ・小児慢性特定疾病におけるヒト成長ホルモン治療を行う場合の疾病の状態の程度について (R5. 12. 22 諮問 R6. 3. 15 答申)
 - ・令和 7 年度から適用する小児慢性特定疾病の指定について (R6. 1. 12 諮問)
 - ・介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 72 条の 2 第 3 項、第 74 条第 4 項、第 78 条の 2 の 2 第 3 項、第 78 条の 4 第 4 項、第 81 条第 4 項、第 88 条第 4 項、第 97 条第 5 項、第 111 条第 5 項、第 115 条の 2 の 2 第 3 項、第 115 条の 4 第 4 項、第 115 条の 12 の 2 第 3 項、第 115 条の 14 第 4 項及び第 115 条の 24 第 4 項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に

関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）の一部改正について（R6. 1. 15 諮問 R6. 1. 15 答申）

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額

の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）の一部改正について（R6. 1. 22 諮問 R6. 1. 22 答申）

- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 96 条第 2 項の規定による審査結果について（R4. 12. 12、12. 23、R5. 1. 11、1. 30、2. 2 諮問 R5. 3. 29 答申）
- ・臨床研究中核病院の名称の承認について（R5. 4. 10 答申）
- ・年金積立金管理運用独立行政法人の令和 4 事業年度における業務の実績の評価について（R5. 7. 20 諮問 R5. 8. 25 答申）
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 96 条第 2 項の規定による審査結果について（R5. 2. 16 諮問 R5. 6. 12 答申）
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 96 条第 2 項の規定による審査結果について（R5. 4. 7 諮問 R5. 7. 31 答申）
- ・日本年金機構の令和 4 年度業務実績の評価について（R5. 9. 4 諮問 R5. 9. 15 答申）
- ・世界保健機関が勧告した「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第 10 回改訂（ICD-10）」の一部改正の適用について（R6. 1. 30 諮問 R6. 2. 16 答申）